

中間前金払制度の導入について

海田町では、平成22年10月1日以降に指名する建設工事を対象として、中間前金払制度を導入しました。

本町の建設工事を受注された方は、一定の条件の下で、中間前金払いの請求をすることができます。従来の部分払いと比べて、簡易迅速な支払いが可能な制度となっておりますので、ご活用ください。なお、支払限度額は当初の前払金と中間前払金を合わせて5,000万円です。

■ 中間前金払制度とは

中間前金払制度とは、当初の前払金（請負代金額の4割以内）に加え、工期の半ばでさらに2割以内の前金払いを行うものです。

■ 中間前払金の支払条件

中間前払金は、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

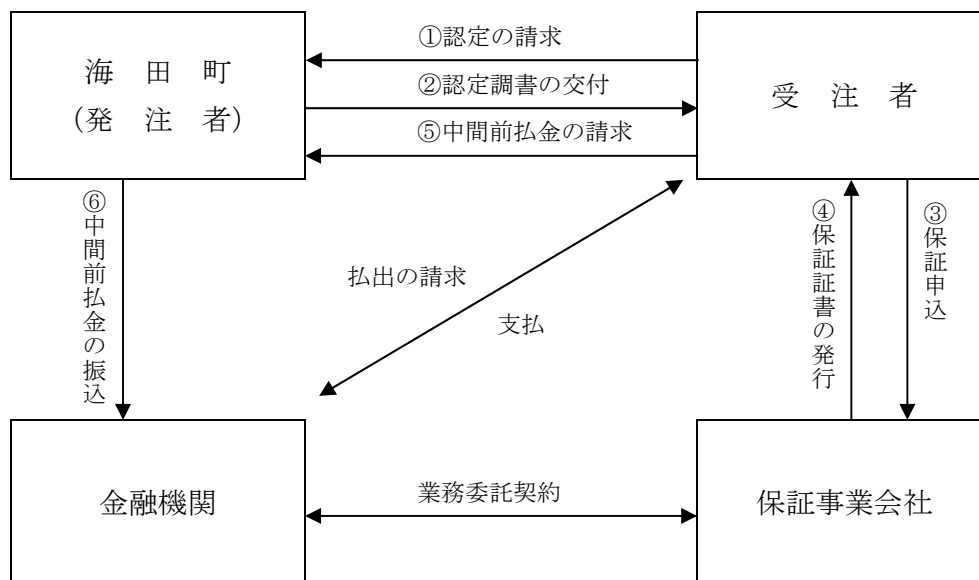
- 1 請負代金額が300万円以上の建設工事であること。
- 2 当初の前払金を受領していること。
- 3 工期の2分の1を経過していること。
- 4 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 5 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

■ 中間前払金の請求手続

中間前払金の請求手続は、次のとおりです。

- ① 受注者は、認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）を添付して、工事担当課へ提出し、中間前払金に係る認定の請求を行ってください。
- ② 工事担当課は、認定請求書を受け取ってから概ね7日以内に認定調書（様式第3号）を交付します。ただし、進捗額の調査の結果、中間前金払いをすることができる要件を具備していると認定できないときは、認定調書を交付しません。
なお、工事履行報告書に記載された進捗率の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提出を求めることもあります。
- ③ 受注者は、認定調書の交付を受けたときは、その認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。
- ④ 受注者に対し、保証事業会社から保証証書が発行されます。

- ⑤ 受注者は、中間前払金支払申請・請求書（様式４）に保証証書を添えて、工事担当課へ中間前払金の請求をしてください。
- ⑥ 予算担当課は、受注者の預託金融機関（前払金専用口座）に、請求を受けた日から１４日以内に中間前払金を振り込みます。



■ 債務負担行為等に係る契約の取扱い

債務負担行為等に係る契約については、各会計年度の出来高予定額を対象として中間前払金を請求することができます。

■ 中間前金払い又は部分払いの選択について

受注者は、契約締結後、最初の請求時に中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択することができます。ただし、原則として、支払い方法を選択した以後は、変更できません。

認 定 請 求 書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	

上記の工事について、中間前金払に係る認定を請求します。

平成 年 月 日

(受注者)
住所，商号又は名称，代表者氏名

(発注者)
海 田 町 長 様

印

平成 年 月 日

(発注者) 海田町長 様

(受注者) 商号又は名称

工事履行報告書

[illegible]

認 定 調 書

受 注 者	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
上記の工事についてはその進捗を調査したところ、中間前金払いをすることができる要件を具備していることを認定する（認定しない）。 平成 年 月 日 (発注者) 海 田 町 長 山 岡 寛 次 印	

中間前払金支払申請・請求書

平成 年 月 日

海 田 町 長 様

受注者（住所，商号又は名称，代表者氏名）

印

中間前払金支払 申請・請求額	金 円
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
前払金受領済額	金 円
契 約 年 月 日	平成 年 月 日
添 付 資 料	保証証書 1 通

振込先銀行							
預金種目		普通預金 当座預金	口座番号				
振込 口座 名義	住所						
	(フリガナ) 氏名						